

平成28年( )第 号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件  
原告 平和子  
被告 国

2016(平成28)年11月30日

## 証 拠 説 明 書

札幌地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佐藤博文 外

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をいたします。

### 記

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成日・作成者	立 証 趣 旨
甲1	閣議決定(南スーダンの国際平和協力業務の実施について) 写し	H23.11.15 被告	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(略称:PKO協力法)第6条1項に基づいて「南スーダン国際平和協力業務実施計画」を閣議決定した事実および同実施計画の内容等。
甲2	南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令 写し	H23.11.18 被告	内閣府国際平和協力本部に、期間を平成28年10月31日までとする南スーダン国際平和協力隊を設置した事実等。
甲3	南スーダン国際平和協力業務実施要領(司令部業務分野)(概要) 写し	H23.11.15 被告	上記実施計画に基づき策定した要領の概要

甲 4	南スーダン国際平和協力業務実施要領（連絡調整分野）（概要）	写し	H23. 11. 15	被告	同上
甲 5	南スーダン国際平和協力業務実施要領（施設部隊等）（概要）	写し	H23. 11. 15	被告	同上
甲 6	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案新旧対照表	写し	H27. 5	被告	P K O 協力法と平成 27 年改正内容について
甲 7	「派遣継続に関する基本的な考え方」と題した書面	写し	H23. 11. 15	被告	南スーダンへの P K O 派遣を 5 カ月間延長することを閣議決定した理由等。
甲 8	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更	写し	H28. 11. 15	被告	南スーダン P K O に対して、改正 P K O 協力法に基づく新たな任務である「駆け付け警護」「宿営地共同防護」等を付与した事実。
甲 9	南スーダン国際平和協力業務実施計画	写し	H28. 11. 15	被告	同上
甲 10	防衛大臣記者会見概要	写し	H28. 11. 18	被告	陸自第 9 師団（青森市）を主力とする第 1 1 次隊隊長に「駆け付け警護」「宿営地共同防護」等の任務を付与し、南ス

					ーダンへのP K O派遣命令を発した事実。
甲11	UNMISS における自衛隊の活動	写し	H28. 10	統合幕僚幹部 参事官	南スーダンにおける自衛隊の活動等。
甲12	国連安保理決議1996号	写し	2011. 7. 8	国際連合	UNMISS の第一のミッションは、停戦合意後の停戦監視や復興支援ではなく、独立した南スーダンの長期的な国づくり支援であり、当時は国連P K O派遣の同意原則、わが国P K O協力法の参加5原則の「停戦合意」は問題にされなかった事実。
甲13	国連安保理事会決議2155号	写し	2014. 5. 27	国際連合	UNMISS の任務を変更したことにより、UNMISS は、目的遂行のために政府軍との戦闘を想定するものとなったこと。
甲14	南スーダンP K O報告書	写し	2015. 8. 21	国際連合	南スーダンでは深刻な内戦状態が続いていること
甲15	アムネスティインターナショナル報告書・抄訳	写し	2016. 10. 25	井上正信	2016年7月8日に首都で勃発した銃撃戦の状況と被害。
甲16	国連報告書「2016年にジュバで発生した暴力とそれに対するUNMISS の対応についての独	写し	2016. 11. 1	井上正信	同上

	立特別調査報告書」(要約・抄訳)				
甲17	国連安保理決議2304号	写し	2016.8.12	国際連合	2016年7月に始まった南スーダン内戦による人道被害に対して文民を積極的に防護するため、地域防護軍4000人を新たに派遣することを決定した事実。

以上